

第1 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

八戸市では、「八戸市農業発展の基本方向（昭和46年策定）」に基づき、11次にわたり農業計画を策定し、農業の生産性の向上と農業所得の増大を目的に、当市の特性を生かした都市近郊型農業の確立に向けて、諸施策を講じてきました。

市内では、水稻をはじめ、野菜、花き、果物、畑作物、畜産物等の地域特性を生かした多彩な農産物の生産が行われ、市域の食料供給を担うとともに、高速交通網の充実のもと、首都圏を中心とした広域流通が展開され、地域経済の振興の一端を担っています。

しかしながら、第11次八戸市農業計画策定時（平成29年）に比べ、農業を取り巻く情勢は、労働力不足、担い手の高齢化、経営耕地面積の減少が更に進んだことによる農業生産の減退等の構造的な脆弱化に加え、食に関するニーズの多様化、A I や I o T等の技術革新、グローバル化の一層の進展、持続可能な開発目標（S D G s）に対する国内外の関心の高まり等、大きく変化しています。

また、経営所得安定対策等の米に関する政策の変更、農地集積に関する「農業経営基盤強化促進法」の改正、生産性向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」、デジタル技術を活用しつつ効率の高い営農を実現する「農業D X構想」の策定等、国の農政の転換も進められています。

このような状況を踏まえ、市が自らの発想と戦略による特色ある農業施策を総合的かつ計画的に推進し、より筋肉質な産業としての農業の振興と持続的発展を図るため、「第12次八戸市農業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

「八戸市農業計画」は、農林業センサスの公表にあわせ、概ね5年毎に策定しており、国の「食料・農業・農村基本計画」及び県の「攻めの農林水産業推進基本方針」等の農業に関する国・県の諸計画の趣旨に留意し、「八戸市総合計画」を踏まえながら策定します。

また、毎年度、「八戸市農業計画」に基づき、「農業生産推進計画」を策定し、各年度の農業情勢に配慮しながら、生産関連施策の推進を図ることとしています。

3 計画期間

令和5年4月から令和10年3月までとします。

参考：八戸市農業計画の策定の経過

・八戸市農業発展の基本方向	昭和46年9月
・第1次八戸市農業計画	昭和49年4月～昭和52年3月
・第2次八戸市農業計画	昭和52年4月～昭和55年3月
・第3次八戸市農業計画	昭和55年4月～昭和58年3月
・第4次八戸市農業計画	昭和58年4月～昭和61年3月
・第5次八戸市農業計画	昭和61年4月～平成元年3月
※計画期間の延長（2年）	平成元年4月～平成3年3月
・第6次八戸市農業計画	平成3年4月～平成8年3月
・第7次八戸市農業計画	平成8年4月～平成13年3月
・第8次八戸市農業計画	平成13年4月～平成18年3月
・第9次八戸市農業計画	平成18年4月～平成23年3月
※計画期間の延長（1年）	平成23年4月～平成24年3月
・第10次八戸市農業計画	平成24年4月～平成29年3月
・第11次八戸市農業計画	平成29年4月～令和4年3月
※計画期間の延長（1年）	令和4年4月～令和5年3月

4 地域区分

地域区分は、自然・立地条件、土地利用状況、営農形態等を考慮し、旧市町村区分に準拠して 11 地区に区分します。

- (1) 第1地区・・・市川
- (2) 第2地区・・・下長
- (3) 第3地区・・・上長
- (4) 第4地区・・・豊崎
- (5) 第5地区・・・館
- (6) 第6地区・・・是川
- (7) 第7地区・・・大館
- (8) 第8地区・・・南浜・美保野
- (9) 第9地区・・・旧市内
- (10) 第10地区・・・島守
- (11) 第11地区・・・中沢

(八戸市)



5 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、農業経営者の自主的な取組に負うところが大きいものの、農業協同組合・農業共済組合・土地改良区・高等教育機関等の関係機関、国・県・市の行政がそれぞれの役割のもとに三位一体となって推進することとします。

また、計画を着実に推進するため、毎年度、計画に記載している事業の実施状況を市総合農政審議会において報告し、意見を聴取するとともに、経済社会情勢等の変化を踏まえながら進行管理を図り、必要に応じて事業の見直しを行います。